第九条第一項の表都道府県の項第五号2中「福祉行政報告例（平成二十四年三月二日付け統発第〇三〇二第一号、第二号及び第三号）」を「福祉行政報告例（平成二十五年二月十五日付け統発第〇二一五第二号及び第三号）」に、「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同号6から12までを次のように改める。

6　児童数（3歳未満）（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計）は、「被用者及び非被用者等で平成二十四年六月二十八日付け雇発〇六二八第一号「厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知」に基づいて厚生労働省に報告された平成二十五年二月末時点の報告（以下「児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）」という。）における様式1第1表1の表中区分「3歳未満」の「本年2月末現在全体」の数に同報告における様式2第1表中区分「0歳から3歳未満」の「本年2月末現在全体」の数を加えて得た数の管内市町村の計とする。

7　児童数（3歳未満）（非被用者・本則給付分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第2表(1)中区分「0歳から3歳未満」の「本年2月末現在全体」の数の管内市町村の計とする。

8　児童数（3歳～小学校）（被用者・本則給付分のうち第1子及び第2子分）及び（施設等受給資格者分）の計）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第1表(1)中区分「3歳～小学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数から同表(1)中区分「3歳以上小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数を控除した数の管内市町村の計とする。

9　児童数（3歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第1子及び第2子分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第2表(1)中区分「3歳～小学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数から同表(1)中区分「3歳以上小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数を控除した数の管内市町村の計とする。

10　児童数（3歳～小学校）（被用者・本則給付分のうち第3子以降分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第1表(1)中区分「3歳～小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数の管内市町村の計とする。

11　児童数（3歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第1子及び第2子以降分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第2表(1)中区分「3歳～小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数の管内市町村の計とする。

12　児童数（中学校）（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第1表(1)中区分「小学校修了後中学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数に同報告における様式2第1表中区分「小学校修了後中学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数を加えて得た数の管内市町村の計とする。

13　第九条第一項の表都道府県の項第五号13中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、同号13を同号30とし、同号14、15及び16を次のように改め、同号31、32及び33とする。

14　障害福祉サービスのうち居住系サービス利用者数は、平成二十四年三月分として厚生労働省が通知した「市町村単位におけるサービス利用状況」（以下「障害福祉サービス利用状況」という。）における当該都道府県の「共同生活介護（ケアホーム）」の「都道府県合計」、「施設入所支援」の「都道府県合計」及び「共同生活援助（グループホーム）」の「都道府県合計」を合算した数とする。

15　障害福祉サービスのうち日中活動系サービス利用者数は、「障害福祉サービス利用状況における当該都道府県の「療養介護」の「都道府県合計」、「生活介護」の「都道府県合計」、「短期入所（ショートステイ）」の「都道府県合計」、「自立訓練（機能訓練）」の「都道府県合計」、「自立訓練（生活訓練）」の「都道府県合計」、「就労移行支援」の「都道府県合計」、「就労継続支援（A型・B型）」の「都道府県合計」、「児童発達支援」の「都道府県合計」、「放課後等デイサービス」の「都道府県合計」を合算した数とする。

16　障害福祉サービスのうち訪問系サービス利用者数は、障害福祉サービス利用状況における当該都道府県の「居宅介護（ホームヘルプ）」の「都道府県合計」、「重度訪問介護」の「都道府県合計」、「行動援護」の「都道府県合計」及び「同行援護」の「都道府県合計」を合算した数とする。

第九条第一項の表都道府県の項第五号12の次に次のように加える。

13　支給状況報告（中学校）（非被用者・本則給付分）は、児童手当表(1)中区分「小学校修了後中学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数の管内市町村の計とする。

14　児童数（3歳未満）（地方公務員・本則給付分）は、「地方公共団体の公務員に係る児童手当の支給状況報告について」（平成二十四年六月二十八日付け雇発〇六二八第一号・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づいて厚生労働省に報告された平成二十五年二月末時点の報告（以下「地方公務員分」という。）の「都道府県分」の「3歳未満」の「本年2月末現在全体」の数とする。

15　児童数（3歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第1子及び第2子分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）における第1表(1)中区分「3歳～小学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数から同表(1)中区分「3歳以上小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数を控除した数とする。

16　児童数（3歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第3子以降分）は、「小学校」（地方公務員分）における第1表(1)中区分「3歳以上小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数とする。

17　児童数（中学校）（地方公務員・本則給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）における第1表(1)中区分「小学校修了後中学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数とする。

18　児童数（3歳未満）（被用者・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（被用者分）における様式1第1表(2)中区分「0歳から3歳未満」の「本年2月末現在全体」の数の管内市町村の計とする。